

## 1. さぼーとほっと基金の概要

## (1) 寄附と助成の種類

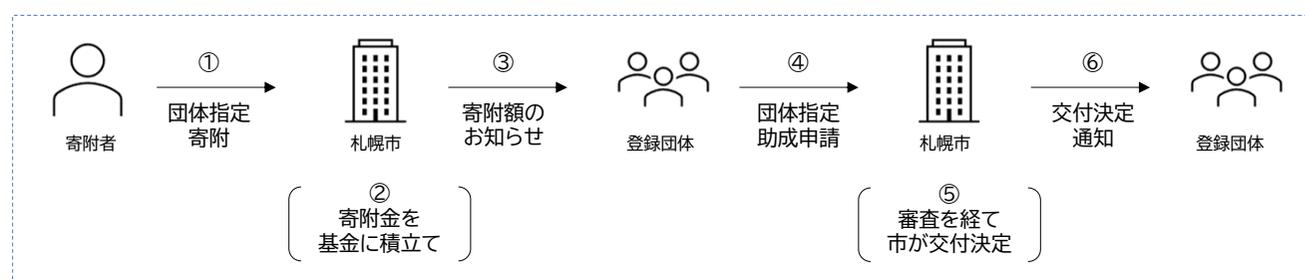
寄附		助成	
指定なし寄附	・ 広くまちづくり活動を応援したいという寄附	スタートアップ助成 (1%)	・ 設立から3年目までの団体を対象として、団体の立ち上げを支援
分野指定寄附	・ 4つの分野を指定した寄附 ①保健、医療、福祉の増進 ②まちづくりの推進 ③文化・スポーツ・観光・経済などの振興 ④子どもの健全育成	分野指定助成 (43%)	・ 4つの分野の事業 ①保健、医療、福祉の増進 ②まちづくりの推進 ③文化・スポーツ・観光・経済などの振興 ④子どもの健全育成
テーマ指定寄附	・ 活動テーマを指定した寄附 ※現在寄附の受付停止中	テーマ指定助成 (17%)	・ 3つのテーマの事業 「ユニバーサル」「ウェルネス」「スマート」
団体指定寄附	・ さぼーとほっと基金に登録している団体を指定した寄附 (306団体 R7.4.4時点)	団体指定助成 (39%)	・ 団体指定寄附を受けた団体が申請
冠基金	・ 寄附額が個人500万円以上、企業等100万円以上の場合、希望により寄附者、企業名等を冠した冠基金を時限的に設置		

- ・ 寄附者は、思いにかなう寄附の行き先を選べる
- ・ 寄附者は、税負担が軽減される(法人:法人税、個人:所得税と個人住民税)

- ・ 団体は、スタート期から発展期まで団体のライフステージに合わせて、助成を受けられる

※ ( )は、令和6年度の助成金額に占める割合

## (2) 団体指定助成の流れ



- ① 寄附者は、団体指定寄附をする
- ② 市は、寄附金を基金に積み立てる
- ③ 市は、登録団体に「寄附額のお知らせ」を送付する
- ④ 団体は、寄附額に応じて事業を計画し、団体指定助成申請を行う
- ⑤ 市は、促進テーブルの審査を経て、交付を決定する
- ⑥ 市は、登録団体に「交付決定通知」を送付する

## (3) 団体指定助成の現状と課題

- ・ 団体指定助成において、寄附者と登録団体との間に何らかの関わりがある場合があるが、その取扱いについてガイドラインなどを定めていない。

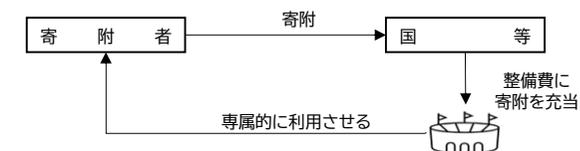
<具体例>

- ① 寄附者が登録団体で活動しているなど、寄附者と登録団体との間に、寄附以外の形で関わりがある。
- ② 助成事業において、寄附者と登録団体との間で売買等の取引が行われている。

## 2. 地方公共団体への寄附に関する法令の規定

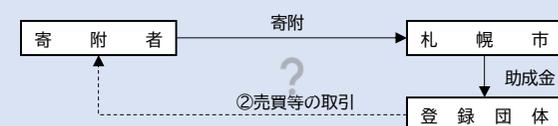
## (1) 寄附者への「特別の利益」の供与の禁止

- ・ 国等に対する寄附金であっても、寄附者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものは、国等に対する寄附金の対象外となる。  
(所得税法第78条第2項、法人税法第37条第3項 参照)



## (さぼーとほっと基金の場合)

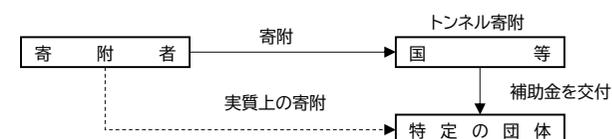
- ・ 個別の助成事業に対して、審査等を通じて適宜確認や判断をしている。



## (2) その他の規定(参考)

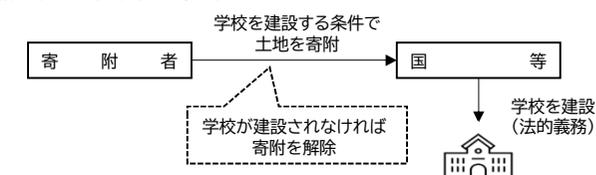
## ①トンネル寄附

- ・ 国等に対する寄附金であっても、その寄附金が特定の団体に交付されることが明らかである等最終的に国等に帰属しないと認められるものは、国等に対する寄附金には該当しない。  
(所得税基本通達78-6、法人税基本通達9-4-4 参照)



## ②負担付き寄附

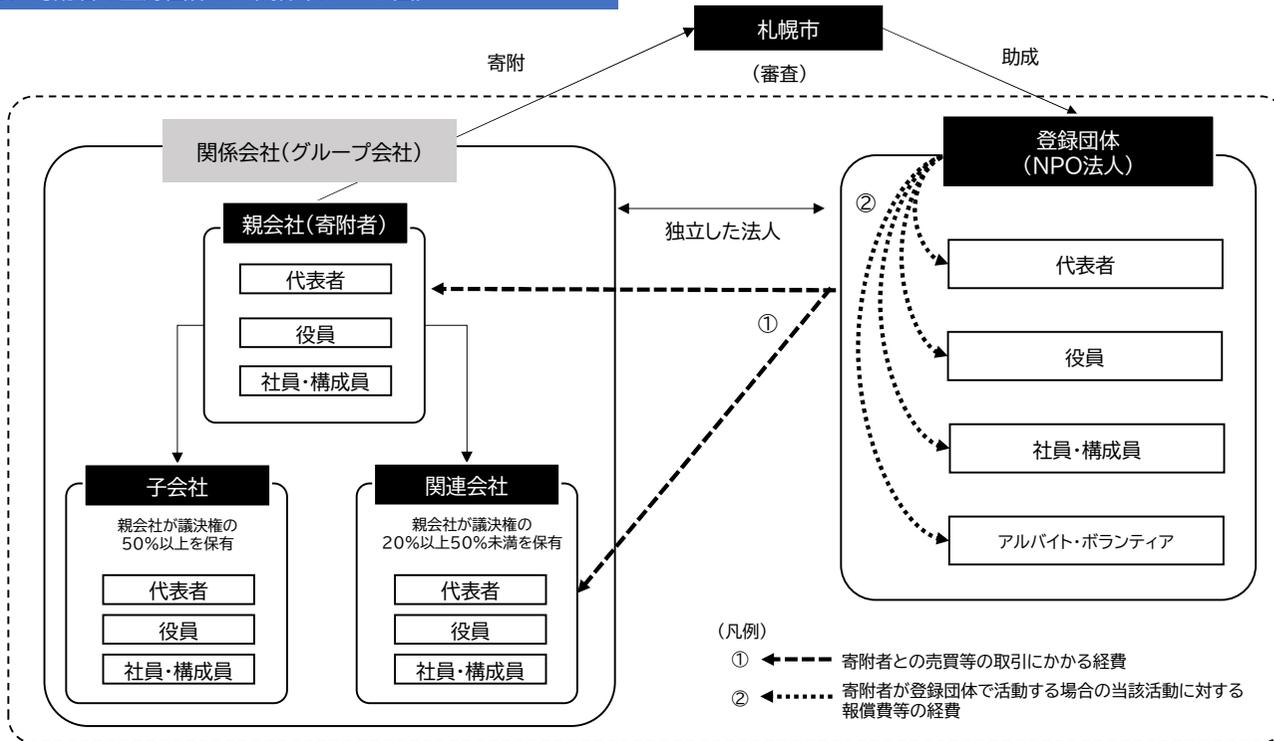
- ・ 負担付き寄附(当該寄附を受ける際に反対給付の意味において地方公共団体の負担を伴う一定の条件が付けられ、その条件に基づく義務を履行しない場合、当該寄附又は贈与が解除されるようなもの)を受けるときは、議会の議決を要する。  
(地方自治法第96条第1項第9号 参照)



## (さぼーとほっと基金の場合)

- ・ 市の事業として実施しており、助成金の交付先や金額は市民まちづくり活動促進テーブルの審査を経て、市が決定。寄附者の希望は尊重するものの、必ずしも希望どおりに助成するものではなく、また、希望に添えなかった場合でも、寄附金を返還しないことを明示しており、「トンネル寄附」や「負担付き寄附」には該当しない。

## 3. 寄附者と登録団体との関係(イメージ図)



- ※ 会社とNPO法人とは目的や活動内容が異なる。
- ※ NPO法人は定款に定めるところにより、独立して意思決定を行っている。(親会社・子会社のように議決権を有するとは認められない。)
- ※ NPO法人は株式会社のような「出資金」や「資本金」という概念は存在しない。

## 4. 特別の利益について

## (1) 特別の利益とは

- 「特別の利益」とは、利益を与える個人又は団体の**選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事業に即し、「社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇」**がこれに当たる。
- 設立者や資源提供者である企業(以下「設立企業等」という。)に何らかの利益が生じることは否定されないが(例えば、財団名に企業名を入れること自体、一定の宣伝効果があると考えられる。)、**受益者に対し設立企業等のための義務を課す(例:奨学金の受給者に対し、設立企業等への就職を義務付ける)、事業の実施に当たって合理的理由なく設立企業等と独占的な契約を結ぶ場合などは、特別の利益に該当し得る。**

公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)平成20年4月(令和6年12月改定)内閣府公益認定等委員会、内閣府大臣官房公益法人行政担当室(抜粋)

## (2) 特別の利益を与えることの例

- 「特別の利益を与えること」とは、例えば、次に掲げるような経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付で、社会通念上不相当なものをいう。
  - ▷ 法人が、特定の個人又は団体から**通常よりも高い賃借料により土地、建物その他の資産を賃借していること。**
  - ▷ 法人が、特定の個人に対し、**過大な給与等を支給していること。**

非営利型法人における特別の利益の意義(法人税基本通達1-1-8)(抜粋)

## 5. 見直し案

## (1)見直し案の検討

## 案1 寄附者と登録団体との売買等の取引を一切認めない

- 寄附者と登録団体との売買等の取引について、その内容如何に関わらず一切認めない。
- 社会通念に照らして合理性のある適正価格での売買等の取引も禁止することになり、団体が自らの活動をPRして、活動に賛同する寄附者を募るほど、活動が制限されてしまう。
- 市民まちづくり活動の推進という観点からは、過度な制約となる可能性がある。

## 案2 寄附者と登録団体との売買等の取引の内容や金額等により判断する

- 寄附者と登録団体との売買等の取引が「特別の利益」に該当するかどうかは、審査等を通じて個別に判断する。
- 個別に判断することで、登録団体の活動に柔軟性を持たせつつも、「特別の利益」を防ぐためのチェック機能を維持することができる。

- ① 寄附者と登録団体との間に売買等の取引がある場合、取引等の内容や金額等は社会通念に照らして相当か
- ② 寄附者が登録団体で活動し、当該活動に対する報償費等が支払われる場合において、報償費等の内容や金額等は社会通念に照らして相当か

## (2) 見直し案

次の経費を助成対象外とする。

- 寄附者との売買等の取引にかかる経費のうち、次に掲げる経費を除く経費
  - 社会通念上相当と認められる額の売買、賃貸借等
- 寄附者が登録団体で活動し、当該活動に対する報償費等が支払われる場合において、報償費等の経費のうち、次に掲げる経費を除く経費
  - ボランティアへの謝礼、記念品等、寄附者とその他のものを区別せずに支払い、又は配布するものであって、社会通念上相当と認められる額の報酬等

今後は、寄附者及び登録団体に対して、見直し案をわかりやすく周知することで、助成金が適正に活用されるよう注意喚起し、団体指定助成制度の透明性を高めていく。